

児童手当の現況届は原則提出不要です

問 市 子育て支援課 ☎53-5132 FAX 53-5128

市では、受給者の現況を公簿等で確認するため、現況届の提出を原則不要としています。ただし次の①～⑦に該当する方は、引き続き現況届の提出が必要です。提出が必要な方には、6月上旬に案内を送付しますので期日までに提出してください。

【現況届の提出が必要な方】

- ① 法人である未成年後見人、施設等受給者の方
- ② 離婚協議中で配偶者と別居されている方
- ③ 配偶者からの暴力等により、住民票の住所地が米原市と異なる方
- ④ 支給要件児童の戸籍がない方
- ⑤ 児童と別居(住民票上で別世帯の場合を含む)している方
- ⑥ 多子加算の算定対象となる児童の兄弟等(学生を除く)がいる方
- ⑦ その他、米原市から提出の案内があった方

現況届は、毎年6月1日の状況を把握し、児童手当を引き続き受ける要件(児童の監督や保護、生計同一関係など)を満たしているかどうかを確認するためのものです。現況届の提出がない場合には、手当が受けられなくなりますのでご注意ください。

下記に該当する場合は、すみやかに子育て支援課へ届出が必要です。

- ・ 児童を養育しなくなったこと等により、支給対象となる児童がいなくなったとき
- ・ 受給者や配偶者、児童、児童の兄弟等の住所が変わったとき(他の市区町村や海外への転出を含む)
- ・ 受給者や配偶者、児童、児童の兄弟等の氏名が変わったとき
- ・ 一緒に児童や児童の兄弟等を養育する配偶者を有するに至ったとき、または児童や児童の兄弟等を養育していた配偶者がなくなったとき
- ・ 受給者の加入する年金が変わったとき(受給者が公務員になったときを含む)
- ・ 国内で児童や児童の兄弟等を養育している者として、海外に住んでいる父母から「父母指定者」の指定を受けるとき

給付型奨学金制度の申込受付は6月2日から開始します

問 市 教育総務課 ☎53-5151 FAX 53-5129

■奨学金は月額3万円

■対象者は令和5年度から令和8年度入学者

■給付期間は最長4年間(正規の修学期間終了まで)

■令和6年度から所得制限を撤廃しています

対 象 次の全てに該当すること

- ・ 大学等を卒業後、市内に定住する意思がある
- ・ 市内に1年以上居住する人と生計を一緒にしている
- ・ 令和8年3月31日現在で満25歳未満
- ・ 本人および生計を一緒にする人に市税等の滞納がない
- ・ 連帯保証人2人(保護者および保護者以外)をつけることができる

※奨学生は奨学金給付審査会に諮って決定します。(奨学生の定数あり)

※特に人材が不足している医療・福祉・保育の専門分野は、審査会において、重点職種として審査を行います。

受付期間 6月2日(月)～7月31日(木)

※受付期間以外の申請はできません。

※申請書のほかに会場での作文筆記(8月実施)が必要です。詳しくは市公式ウェブサイトをご確認ください。

受付場所

教育総務課、山東支所、各市民自治センター

※申請書は、上記受付場所および各行政サービスセンター、市立図書館、県内高等学校窓口で配布のほか、市公式ウェブサイトからもダウンロードできます。



▲市公式ウェブサイト

福祉医療費受給券(乳幼児、小・中学生、高校生世代を除く)等の更新について

問 市 市民保険課 ☎53-5114 FAX 53-5118

現在お持ちの福祉医療費受給券(乳幼児、小・中学生、高校生世代を除く)等の年度更新を行い、8月1日から使用できる受給券を交付します。年度更新では、市が個人番号(マイナンバー)による情報連携および公簿等で受給資格を審査し、該当する人には7月下旬頃に新しい受給券等を郵送する予定です。

更新にかかる手続きは原則不要ですが、市が受給資格を確認できない場合は、必要に応じて関係書類の提出を求める場合がありますので、市民保険課または山東支所、各市民自治センター、各行政サービスセンターまで提出をお願いします。

今回更新する福祉医療費助成資格

- ・ 重度障がい者(児)
- ・ 重度精神障がい者(児)
- ・ 低所得老人
- ・ 重度障がい老人
- ・ 母子家庭
- ・ 重度精神障がい老人
- ・ 父子家庭
- ・ 知的障がい者医療費助成
- ・ ひとり暮らし寡婦
- ・ 精神障がい者入院医療費助成
- ・ ひとり暮らし高齢寡婦

※助成対象者本人、配偶者および扶養義務者に所得制限があります。

※個人番号(マイナンバー)による情報連携および公簿等で受給資格を審査しますが、情報連携および公簿等で確認できない場合(母子・父子家庭の状況、健康保険情報等)は、市から関係書類の提出を求める場合があります。

※米原市で所得が把握できない場合は、前住所地等での令和7年度所得・課税証明書が必要です。

【本人、配偶者、ご家族(子、両親、兄弟等)】

※精神障害者保健福祉手帳または自立支援医療受給者証の有効期限(期間)が令和7年8月1日時点で切れている方は、必ず手帳または受給者証の更新をしてください。

助成制度について詳しくは市公式ウェブサイトをご覧ください!



▲市公式ウェブサイト

起業・創業を考えている人へ 起業・創業者向け補助金をご活用ください

☎ 市 シティセールス課 ☎ 53-5146 ☎ 53-5139

市では起業・創業支援として、市内の地域資源活用や地域課題の解決に繋がる創業経費への補助金を交付しています。

応募資格 次のいずれかに該当すること

- 創業型**：事業を営んでいない人が、新たに事業を開始する場合（創業後3年未満の人を含む）
- 第二創業型**：すでに事業を営んでいる人が、既存事業と異なる分野の事業を新たに開始する場合（第二創業後3年未満の人を含む）

支援内容

上限額（補助率1/2）

自由テーマ型：80万円、行政テーマ型：100万円
※採択年度から3年間申請できる合計補助額

補助対象経費

人件費、工事請負費、備品購入費など

募集事業

自由テーマ：地域の経済的活力の創出に役立つ事業
行政テーマ：子どもの居場所づくり、多世代交流の場、観光客の受入、空家活用のいずれかに繋がる事業

応募方法

9月5日（金）までに申請書類をシティセールス課へ提出してください。

- ※申請書類は市公式ウェブサイトからダウンロードできます。
- ※採択事業の決定は、専門家による評価委員会で行います。
- ※申請者のプレゼンテーションが必要です。



▲市公式ウェブサイト

起業・創業して3年未満の人へ 伴走型創業促進補助金をご活用ください

☎ 市 シティセールス課 ☎ 53-5146 ☎ 53-5139

市内で起業・創業し、商工会から継続して経営指導を受ける人を対象に、起業・創業にかかる経費への補助金を交付しています。

応募資格

市内で事業を営み、起業・創業した日から申請日までの期間が3年未満の人

支援内容

上限額 10万円

補助対象経費

創業費（設立登記費用など）、設備費（機械器具費など）、広告費（ウェブサイト作成費など）

応募方法

商工会の確認を受けた上で、申請書類をシティセールス課へ提出してください。

※申請書類は市公式ウェブサイトからダウンロードできます。



▲市公式ウェブサイト

「まいばら経営塾」受講者募集中!

☎ 米原市商工会 ☎ 52-0632

「まいばら経営塾」は、これまでの経験を仕事に活かしたい、自由に仕事がしたいなど、同じ想いを持った人たちが一緒に学ぶ場所です。皆さんのご参加をお待ちしています。

- ✓ 初めてでもわかりやすい内容!
- ✓ 創業の基礎が身に付く!
- ✓ 起業・創業に向けた事業計画書が作れる!

日時 7月10日（木）～8月28日（木）

18時20分～20時30分

※木曜日開催 全7日間

※初回のみ18時15分～20時30分

※8月14日（木）は休講



▲申込フォーム

場所 市役所本庁舎 会議室3-A

申込 右記QRコード（申込フォーム）から

にぎわい創出商業店舗開設補助金

☎ 市 シティセールス課 ☎ 53-5146 ☎ 53-5139

駅前など市街地で新たな店舗を出店する人を対象に、店舗の出店にかかる経費への補助金を交付しています。

応募資格 対象区域で新たな店舗を開設し、飲食店または小売店を営む人

支援内容 上限100万円（補助率1/3）

※対象経費は新築・中古店舗の取得費、店舗の改修工事費、設備工事費

応募方法 申請書類をシティセールス課へ提出してください。

※申請書類は市公式ウェブサイトからダウンロードできます。



▲市公式ウェブサイト

国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入の皆さんへ 特定健診等が無料で受けられます

問【特定健康診査に関すること】市 健康づくり課 ☎53-5125 ㊟53-5128

【後期高齢者健康診査・人間ドック助成・BIWA-TEKUに関すること】市 市民保険課 ☎53-5114 ㊟53-5118

特定健康診査対象者には薄ピンク色の封筒(今年度から長形3号に変更しています。)で、後期高齢者健康診査対象者には水色の封筒で、5月末までに受診券等をお届けします。健康のためにも、年に一度の健診を受けましょう。

受診方法	集団健診で受診	医療機関で受診
受診対象者	・国民健康保険に加入の40歳以上74歳以下の人	・国民健康保険に加入の40歳以上74歳以下の人 ・後期高齢者医療制度に加入の人
申込方法	健康づくり課へ申し込みください。申込者にはオレンジ色の封筒で予約票を送付します。 ※電話または下記QRコード(申込フォーム)から申し込みください。 ※予約日時と異なる日時に来所した場合や、予約せず来所した場合は、受診できないことがあります。  ▲申込フォーム	直接、受診希望の医療機関へ申し込みください。
実施時期	5月27日(火)～10月24日(金) ※日程や会場は、受診券に同封のチラシをご覧ください。	6月1日(日)～令和8年2月28日(土) ※受診できる医療機関は受診券に同封のチラシをご覧ください。 ※実施時期は医療機関によって異なります。 詳しくは各医療機関へお問い合わせください。
その他	—	市外の医療機関でも受診できます。詳しくは、封筒に同封のチラシをご確認ください。

国民健康保険に加入の皆さんへ

医療機関に通院中の人へ

通院中の医療機関で特定健康診査と同様の検査を受けている人は、健診の案内に同封した「治療中患者情報提供票」を医療機関に提出すると、特定健康診査を受けたことになります(検査項目が足りない場合は、特定健康診査を受診してください)。

かかりつけの医療機関にご相談の上、情報提供にご協力をお願いします。

会社など職場で健康診査を受けている人へ

職場で受診された特定健康診査の結果を健康づくり課へ提出してください。

広報まいばら4月号 記載内容の訂正について

10ページinformation

「医療機関を受診する際はマイナ保険証をご利用ください!」

【訂正の内容】

フローチャート「マイナンバーカードの健康保険証利用登録をしましょう」内(利用登録方法)

訂正前 → まちなかの証明写真機からの申請

訂正後 → セブン銀行ATMから行う

※お詫びして訂正いたします。

問 市 市民保険課 ☎53-5114 ㊟53-5118

国民健康保険人間ドック助成をご活用ください

人間ドックに要した費用の1/2(上限2万円)を助成します。助成を希望する人は、医療機関に予約後、ぴったりサービスによるオンライン申請をするか、市民保険課または山東支所、各市民自治センター、各行政サービスセンターへ申請してください。詳しくは、市公式ウェブサイトをご覧ください。

※後期高齢者医療制度の人は対象外です。

※受診後の申請はできません。

※人間ドック助成を活用する場合、同じ年度内

に特定健康診査を受けることができません。 ▲市公式ウェブサイト



Let's
ポイ活

豪華景品が当たるチャンス!

「BIWA-TEKU」でポイントをためよう

特定健康診査・後期高齢者健康診査を受診し、スマートフォンアプリ「BIWA-TEKU」で健康ポイントをためて応募すると、抽選で景品がもらえます。詳しくは、市公式ウェブサイトをご覧ください。



▲市公式ウェブサイト

胃内視鏡検査(胃カメラ検査)が受診できます

☎ 市 健康づくり課 ☎53-5125 FAX 53-5128

対象者 50歳以上の市民
※令和8年3月31日時点

費用 3,400円
※受診料が免除になる場合があります。
詳しくは健康づくり課までお問い合わせください。

受診頻度 2年に1回

受診方法 実施医療機関へ「市の胃内視鏡検査(胃カメラ検査)希望」と直接申し込みください。

以下の人は受診できません

- ・令和6年度に市の胃内視鏡検査(胃カメラ検査)を受けた人
- ・胃の病気で治療中・経過観察中の人(ピロリ菌除菌中を含む)
- ・胃の全摘手術を受けた人
- ・のどや鼻に内視鏡の挿入ができないような疾患がある人
- ・出血しやすい病気にかかっている、またはその疑いがある人
- ・急性心筋梗塞や心房細動、重篤な不整脈などの心疾患がある人
- ・呼吸不全がある人
- ・妊娠中または妊娠の可能性がある人

米原市・長浜市の実施医療機関

医療機関名	住所	電話番号
長浜市立湖北病院 ★	長浜市木之本町黒田1221	0749-82-3327
市立長浜病院 ★	長浜市大茂亥町313	0749-68-2335
長浜赤十字病院 ★	長浜市宮前町14-7	0749-63-2111
伊藤内科医院	米原市入江1673	0749-52-3534
(医) 福光会 塚田医院	米原市顔戸433-1	0749-52-0041
西川医院	長浜市元浜町28-31	0749-62-4412
(医) 終英会 佐々木クリニック	長浜市小堀町80-1	0749-53-1701
ばんば内科・消化器内科	長浜市高田町11-33	0749-53-3600

抗血栓薬・抗凝固薬を飲んでいる方は★印の総合病院での受診をおすすめします。

女性活躍推進補助金 提案事業を募集します

☎ 市 人権政策課 ☎53-5167 FAX 53-5148

女性の社会参画および活躍を推進するため、地域の女性の活躍を推進する団体の取り組みを支援します。

対象団体 以下の全てに該当する団体

- ・市内に在住、在勤または在学する5人以上で構成され、構成者の過半数以上が女性である
- ・活動拠点が市内にあり、その活動が主に市内で行われている
- ・営利を目的とした団体でない

補助率

1/2以内(1団体につき上限10万円)

補助対象事業

- ・男女共同参画への取り組みを推進する活動(研究会、研修会の参加、先進地視察)
- ・男女共同参画への理解を深め住民間の共通理解を図る活動(講演会、研修会、学習会)
- ・男女共同参画への情報を提供し、取り組む気運を醸成する活動(啓発チラシ、パンフレット、広報誌の作成)



▲申し込み方法等詳しくは市公式ウェブサイトをご確認ください。

米原市こども誰でも通園制度の利用について

☎ 市 保育幼稚園課 ☎53-5133 FAX 53-5128

こども誰でも通園制度は、普段保育所などに通っていないご家庭のお子さんを対象に、保護者の就労要件などを問わず保育所などの施設を利用することができる制度です。米原市では以下の2施設で、お子さんの成長と保護者の育児を応援しています。

対象者

市内に在住の生後6カ月から満3歳に到達する年度末までの保育所などに通っていないお子さん

施設

- ・おうみ認定こども園 ☎52-5585(乳児棟)
- ・まいばら認定こども園(7月から開始) ☎52-3362

申し込み

利用希望日の5日前までに、利用施設へ直接お申し込みください。

利用時間

9時～16時(土日祝除く)
※1人当たり月10時間まで利用可能

利用料金

300円/時間



▲詳しくは市公式ウェブサイトをご確認ください。

子育ての悩みや不安にも、経験豊富な保育士がご相談に応じます!

一緒につくろう!安心できるまち 地域防災リーダーを募集しています!

☎ 市 防災危機管理課 ☎53-5161 ☎ 53-5149

地域防災リーダーとは、災害時に地域を守るため、防災の知識や経験を活かして、地域の防災リーダーとして活動する人です。平常時は防災講習や訓練に参加しスキルを磨き、災害時には避難所運営のサポートを行う等、地域の防災活動をリードします!

活動内容

- ・防災講演会や避難所運営訓練への参加
- ・市民向け防災啓発活動の実施(例:自治会の出前講座等に講師として参加)
- ・自主防災組織への指導および助言(例:避難訓練や地区防災計画の見直しに関する助言)
- ・避難所開設補助、運営支援

応募資格 次のいずれかに該当する方

- ・防災士資格を持ち、市内に在住または在勤の方
- ・防災に関する知識があり、居住地または勤務地の自治会長の推薦を受けた方

※自治会に積極的に関わっていただく必要があるため、防災士資格をお持ちでない場合は、自治会長からの推薦が必要です。

応募方法

「防災リーダー申込書」に必要事項を記入し、防災危機管理課までご提出ください。申込書は、市公式ウェブサイトからダウンロードできます。

※自治会長推薦による申し込みの場合は、「防災リーダー推薦書」も併せて必要です。自治会との調整が困難な場合は防災危機管理課へご相談ください。



▲市公式ウェブサイト

梅雨・台風シーズンに備えましょう!

☎ 市 防災危機管理課 ☎53-5161 ☎ 53-5149

6月は梅雨入りの季節です。これからの時期は、大雨による土砂災害や河川の増水、浸水被害が発生しやすくなります。被害を最小限に抑えるためには、日頃からの備えと正確な情報に基づいた行動が大切です。災害から身を守るために、正確な情報を入手しましょう!

米原市防災アプリ

避難所の開設状況や気象警報等の緊急情報を配信しています。ダウンロードは下記QRコードから!



▲iPhone版



▲Android版

メール配信

(ガラケーをお使いの方へ)

防災アプリの情報をガラケーにも対応したメールで配信しています。登録は下記QRコードから!



メール配信
登録サイト▶

市公式ウェブサイト

(災害時の情報収集)

気象庁や県土木防災情報システム等のリンクを掲載しています。



市公式ウェブサイト▶
(災害時の情報収集)

事業者の皆さんへ

人材育成支援事業補助金をご活用ください

☎ 市 シティセールス課 ☎53-5146 ☎ 53-5139

事業者や従業員が取得する資格等の取得・更新のための費用を負担する市内事業者に対して、その費用の一部を支援します。

補助対象事業

- ・業務を行う上で法律等により義務付けられている資格等の受験料
- ・商工会議所が主催する検定試験の受験料等
- ・上記の資格等の受験等のため、資格等の認定団体が指定する講習、テキスト代に係る費用

※補助対象経費は、令和8年3月31日までに合否が発表され、その期限内に支払いを完了できるものに限りです。

※資格等を取得もしくは更新した場合のみ、補助金の対象となります。

補助金額 最大20万円(補助率1/2)

補助対象者

- ・市内に事業所がある法人または個人事業主
 - ・本店、支店、工場等の全従業員の人数が300人以下の企業
 - ・市税等を滞納していないこと 等
- 詳しくは市公式ウェブサイトをご覧ください。



▲市公式ウェブサイト

令和7年度米原市総合防災訓練を実施します

問 市 防災危機管理課 ☎53-5161 FAX 53-5149

市では、近年の自然災害の発生状況や、令和6年7月に伊吹地区で発生した土砂災害の経験を踏まえ、地域・関係機関・市が連携して取り組む総合防災訓練を実施します。令和7年度からは、屋外で行う「**外訓練**」と屋内で避難所開設等を行う「**中訓練**」を別日程・別会場で実施します。災害時に、ご自身や大切な人の命を守るためにも、皆さまのご参加をお待ちしております。

【外訓練】

日時 10月26日(日) 9時～12時
場所 伊吹葉草の里文化センター・すぱーく伊吹周辺
内容 災害発生時の現地対応訓練・防災広場(展示・体験コーナーなど)
 ※同日8時にシェイクアウト訓練を行います。(屋外スピーカーから訓練開始の放送が流れます。)



【中訓練(避難所開設訓練)】

場所・日時 ①伊吹小学校 9月6日(土)10時～
 ②河南小学校 11月9日(日)13時～
内容 防災講演会・避難所開設訓練・パーティションやベッドの設営等を行います。



国民健康保険運営協議会の委員募集

問 市 市民保険課 ☎53-5114 FAX 53-5118

国民健康保険事業等に必要な事項を審議する国民健康保険運営協議会の委員として参加いただける方を募集します。

活動内容

年3回程度の会議への出席、国民健康保険事業の推進等に関する意見、提言等

応募資格

市内在住の国民健康保険被保険者で、18歳以上の方(令和7年8月1日時点)

任期

令和7年8月1日～令和10年7月31日まで(3年間)

応募方法

7月8日(火)までに、所定の応募用紙に必要な事項を記入のうえ、市民保険課へご提出ください。詳しくは市公式ウェブサイトをご確認ください。

その他

- ・募集人数は2人です。
- ・選任された方については、氏名と性別を公表します。



▲市公式ウェブサイト

野外焼却(野焼き)は禁止です

問 市 環境政策課 ☎53-5112 FAX 53-5138

家庭または事業活動により出たごみなどの廃棄物は、一部例外を除き、野外焼却は法律で禁止されています。違反した場合は、5年以下の懲役もしくは、1,000万円以下の罰金またはその両方が科せられます。
 ※地面に掘った穴やブロック囲い、ドラム缶での焼却も野外焼却になり違法です。

以下の場合に例外

- ①国などが施設管理のために必要な廃棄物の焼却(例:河川敷、道路側の草焼き)
- ②震災、風水害、火災などの予防、応急対策または復旧のために必要な廃棄物の焼却(例:災害時などの応急対策、火災予防訓練)
- ③風俗習慣上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却(例:どんと焼き)
- ④焚き火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの(例:落ち葉焚き、バーベキュー)
- ⑤農業、林業または漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却(例:焼き畑、畔の草および下枝の焼却、魚網にかかったごみの焼却)

※例外の野外焼却であっても、苦情や通報があった場合には、消防や警察が出動する場合があります。

- やむを得ず軽微な焼却をする場合は、周囲へ迷惑がかからないようにし、完全に火が消えるまでその場から離れないでください。
- 火災とまぎらわしい煙または火炎を発するおそれのある行為は、消防署に届け出をしてください。ただし、野外焼却(野焼き)が合法化されるものではありません。